

入 札 説 明 書

本調達は、「調達ポータル (<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) 」を利用した応札、入札開札手続及び電子契約により実施するものとする。ただし、「紙」による証明書等、入札書の提出及び契約手続きも可とする。

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び住所

- (1) 契約担当官等
支出負担行為担当官
長崎税関総務部長 薦森 園子
- (2) 所属する部局
長崎税関
- (3) 所在地
〒850-0862 長崎県長崎市出島町 1 番 3 6 号

2. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
長崎税関車庫建設工事 一式
- (2) 調達案件の特質等（仕様）
別添仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間
- (4) 履行場所
別添仕様書による。
- (5) 入札方法
入札書に記載する金額は、仕様書に示す『長崎税関車庫建設工事』に係る一切の費用を含めた提供金額を見積もり、消費税抜き価格相当額を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7、8 年度北九州地区の財務省関係機関（福岡財務支局、門司税関、長崎税関、福岡国税局をいう。）の競争参加資格において、業種区分が「建築一式工事」で「C」又は「D」の等級に格付けされ又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。
- (4) 各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保

される者であること。

- (6) 競争入札に参加するために必要な次の書類等（以下「証明書等」という。）を下記4(2)に示す受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。ただし、①について、上記(3)に示す有資格者となる時期が当該受領期限後となる場合は、入札書の受領期限までに提出すること。なお、⑤については、当関の要求仕様を満たすことを証明するために説明等を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

- ① 競争参加資格審査結果通知書（上記(3)に示す資格のもの）の写し
 - ② 指名停止等に関する申出書（様式第4号）
 - ③ 誓約書（様式第5号）及び役員等名簿（様式第5号別添）（様式は任意とするが、様式第5号別添の項目を網羅していること。）
 - ④ 業務の一部再委託の内容（様式第6号）（業務の一部を再委託する場合）
 - なお、再委託（再々委託以降を含む）にあたっては
 - イ 地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮すること
 - ロ 再委託先の適正な請負代金及び工期を確保すること
 - ハ 競争に参加する者と再委託先との間であらかじめ書面により作業内容、人件費単価、期間等の明確化を図ること
- ※物品等の継続的な運送業務を再委託する場合は、様式第6号に加えて、委託先のトラック事業者が許可等を得ずに違法に運送を行っていないことを証する誓約書や委託先のトラック事業者が必要な許可等を有していることを示す書面を提出すること（いずれも任意様式）
- ⑤ 保証書（様式第8号）

- (7) 長崎税関車庫建設工事監理業務委託の受注者ではない者であること。

4. 入札書及び証明書等（以下「入札書等」という。）の提出場所等

(1) 入札書等の提出方法等

入札書等は、次のいずれかの方法により提出すること。

- ① システムによる提出
- ② 紙による提出

紙による入札書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

〒850-0862 長崎県長崎市出島町1番36号 長崎税関総務部会計課営繕係（3階）

担当者 神崎 電話 095-828-8633

- ③ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは、同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）（以下「郵便又は信書便」を「郵便等」という。）による提出
- ④ 上記①から③以外の方法による証明書等の提出を希望する場合には、下記(2)に示す証明書等の受領期限までに上記4.(1)②に連絡すること。

(2) 証明書等の受領期限（郵送可）

令和8年9月24日（木）17時00分

(3) 入札書の受領期限（郵送可）

令和8年9月25日（金）17時00分

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月28日（月）9時30分 長崎税関本関第3会議室（3階）

(5) 入札説明の日時・場所

随時説明

令和8年9月3日（木）から令和8年9月18日（金）

平日 09時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

長崎県長崎市出島町1番36号

長崎税関総務部会計課営繕係（3階） 095-828-8633

担当者 神崎

- (6) (2)から(4)について、調達ポータルにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5. 質問書の提出

- (1) 仕様書に関し質疑等がある場合は、次のいずれかの方法により質問すること。

ただし、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、下記に示す期限等について、別途通知する日時に変更する場合がある。

① システムによる質問

システムの「質問回答機能」により、次の期限までに質問を登録すること。なお、登録した際は上記4.(1)へ登録した旨の連絡をすること。

令和8年9月18日 17時00分

② 紙による質問

質問書(様式第9号)を作成し、上記①の期限までに上記4.(1)の入札書等の提出場所へ提出すること。なお、FAX(095-820-5880)又は電子メール(nagasaki-kaikei@customs.go.jp)による提出も可とするが、送信した際は上記4.(1)へ送信した旨の連絡をすること。

- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次の通り閲覧に供する。

閲覧期間：令和8年9月24日まで

平日 09時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

閲覧場所：上記4.(1)に同じ

なお、システムによるものは、この限りではなくシステム上で閲覧することができる。

- (3) 仕様書以外に関する事項の問い合わせ

① 入札書及び契約手続に関する事項

上記4.(1)に同じ

② システムに関する事項

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク (https://www.geps.go.jp/contact_us)

6. 入札の実施方法

- (1) 共通事項

- ① 競争入札に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書、仕様書を十分承知すること。

なお、システムによる入札の場合、上記とともに調達ポータル・電子調達システム利用規約（以下「システム利用規約」という。）及びシステムで定める手続を十分承知すること。

- ② 前項の事項その他に関し質疑がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、仕様書に関しては、上記5.による。

- ③ 提出した入札書等の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

- ④ 入札後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

- ⑤ 入札者又はその代理人は、本件入札において他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

- ⑥ 開札後、システムにおいて入札参加者全員の商号又は名称、及び入札金額を公開するものとする。

- (2) 入札書等の提出

入札書等は、次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ただし、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、下記に示す受領期限につ

いて、別途通知する日時に変更する場合がある。

① システムによる入札書等の提出

イ システムで定める手続きに従い、上記 3. (6)に定める保証書等を受領期限までに電子ファイル又は紙にて提出し、その審査に合格しなければならない。なお、上記 3. (6)①について、上記 3. (3)に示す有資格者となる時期が当該受領期限後となる場合は、入札書の受領期限までに紙にて提出すること。

ロ システムに定める手続きに従い、入札書の受領期限までに入札書及び内訳書を提出しなければならない。

なお、代理人が入札する場合は、委任状（様式第 3 号①、②）を入札書の受領期限までに上記 4. (1)②の場所へ紙により提出すること。

② 紙による入札書等の提出

イ 上記 3. (6)に定める保証書等を受領期限までに提出し、その審査に合格しなければならない。なお、上記 3. (6)①について、上記 3. (3)に示す有資格者となる時期が当該受領期限後となる場合は、入札書の受領期限までに紙にて提出すること。

ロ 入札書（様式第 1 号・紙入札者用）及び内訳書を入札書の受領期限までに上記 4. (1)②の場所へ提出しなければならない。

なお、入札書及び内訳書は封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び『9 月 2 8 日開札 長崎税関車庫建設工事 入札書在中』と記載すること。

また、入札書には、電子くじ番号（任意の 3 桁の数字）を併せて記載すること。

ハ 郵便等をもって入札書を送付するときは、入札書を封筒に入れ、封筒に『9 月 2 8 日開札 長崎税関車庫建設工事 入札書在中』と朱書きし、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記 4. (1)②の場所宛に入札書の受領期限までに必着するよう送付しなければならない。

なお、ファクシミリ、電子メール、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

ニ 代理人が入札する場合は、委任状（様式第 3 号①、②）を入札書の受領期限まで上記 4. (1)②の場所へ提出しなければならない。

ホ 紙による入札への参加について（様式第 2 号）を入札書の受領期限までに上記 4. (1)②の場所へ提出しなければならない。

ヘ 郵便等による証明書等を送付する場合には、証明書等を封筒に入れ、封筒に『9 月 2 8 日開札 長崎税関車庫建設工事 証明書等在中』と朱書きし、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、上記 4. (1)②の場所宛に証明書等の受領期限までに必着するよう送付しなければならない。

(3) 入札書の要件（入札書の無効）

次の各号に該当する入札書は無効とする。

① 上記 3. に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書

② システムによる入札の場合においてシステム利用規約に違反した者の入札書

③ 紙による入札の場合において、次の各号に該当する入札書

イ 入札金額、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載のない入札書。

代理人等が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載に加え、代理人等の氏名を記入すること。

ただし、入札者が外国人の場合には、押印に代えて自筆の署名とすることができる。ただし、入札者が外国人の場合には、押印に代えて自筆の署名とすることができる。

ロ 入札金額の記載が明確でない入札書

ハ 入札金額の記載を訂正した入札書であって、その訂正について入札者又は代理人が訂正したことが明らかでない入札書

ニ 入札者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等記載がない入札書

ホ 入札書の日付が不明である、又は入札書の受領期限よりも後の日付が記載された入札書

- ④ 当該入札者が提出した保証書等のための書類が、支出負担行為担当官等の審査において「不合格」となった場合における入札書

(4) 落札者の決定方法

上記 6. (2)に従い入札書を提出した入札者であって、上記 3. の競争参加資格をすべて満たし、当該入札書に記載された金額が、予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に有利な入札をした者を落札者とすることがある。

- ① 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合

イ 入札案件は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ 上記基準を下回った入札があった場合には、入札を「保留」して終了し、調査の上その結果を後日通知する。

ハ 上記イの基準を下回った入札者は、次の内容について調査及び事情聴取等に協力すること。

- ・ その価格により入札した理由
- ・ 入札価格の内訳
- ・ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ・ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ・ 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ・ 経営状況
- ・ 信用状態
- ・ その他必要な事項

ニ 上記ハの調査及び事情聴取に応じない又は提出した資料や説明等が不十分な場合は、追加で説明を求める場合がある。

ホ 上記ハ及びニの調査及び事情聴取に応じない又は提出した資料や説明等が不十分な場合には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものとして、落札者としがない場合がある。

ヘ 入札価格の内訳書には、人件費、原材料費、エネルギーコスト等、業務に必要な工数を適切に計上すること。調査を行う際は、これらが実勢価格に沿っているか、工数が適切に計上されているかの確認を行うが、その結果、合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと支出負担行為担当官が判断した場合には落札者とししない。

- ② 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

(5) 開札手続き等

開札手続きは、紙による入札等も含め、システムにより処理するものとする。

ただし、電子調達システムにおいてシステム障害が発生し、システムによる処理ができず、紙による入札者のみの場合には、紙による処理に切り替え、開札を実施する。

- ① システムによる入札者又はその代理人等は、同価の入札若しくは再度入札に備え、開札時にはシステムを立ち上げたパソコンで開札状況を確認し、再度の入札書等を提出できるようにすること。

- ② 紙による入札者又はその代理人等は、開札に立ち会うものとする。ただし、入札者又はその代

理人等が立ち会わない場合は、入札に関係のない職員が立ち会い開札する。

③ 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、会社名が確認できる身分証明書（名刺可）を提示することとする。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

(6) 同価の入札

落札となるべき者が2人以上あるときはシステムにおいて「電子くじ」を実施し、落札者を決定する。

① システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力する。

② 紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。

③ 電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

(7) 再度入札

① 開札の結果、落札となるべき入札者がいないときは、その場所において直ちに再度の入札手続きを開始することとし、当初の入札に参加した者に対してその旨を通知する。

なお、入札者又はその代理人等が立ち会わない場合は、辞退したものとする。ただし、郵便等による入札があった場合には、後日日時を指定して開札手続きを行うこととする。

② 再度入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。ただし、当初の入札においてシステムにより入札した者は、再度入札において紙による入札はできないものとする。また、当初の入札において紙により入札した者は、再度入札においてシステムによる入札はできないものとする。

③ 入札者又はその代理人等は、契約担当官等により開札手続きの終了を告げられるまで、若しくは契約担当官等の許可なくして開札場所からの退出はできない。また、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものみなす。

7. その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。

(3) 契約書作成の要否
要。システムで定める手続きに従って作成した電子契約書を原則とするが、紙による契約締結も可とする。

(4) 契約条項
別添「契約書（案）」による。

(5) 支払いの条件
別添「契約書（案）」による。

(6) 再委託の禁止（一部再委託の承認）

① 落札者は、業務の一部を再委託する場合には、契約締結後速やかに契約金欄を含め書式要件を満たした「業務委託承認申請書」（様式第7号）を提出し、承認を受けること。

② 上記3.(7)に規定する書類を提出し、審査に合格した場合であっても、再委託の内容について契約締結後に全てを受け入れることを確約するものではないことに留意すること。

(7) 手続きにおける交渉の有無
無

(8) 提出書類等の自己負担

本件入札に係る提出書類等の作成に要する費用は全て提出者の負担とする。

(9) 入札参加に係るアンケート

本件入札に参加しない場合は、別添「入札参加に係るアンケート」を記載の上、上記 4.(1)への提出に協力すること。

(10) 内訳書の提出

落札者は、速やかに本契約にかかる内訳書を提出すること。